〈専門分科会の役割(位置付け)〉

大阪府障害者施策推進協議会

- ·大阪府障害者施策推進協議会条例第6条
- ・大阪府障害者施策推進協議会要綱第2条を根拠に設置(下位組織へ権能委任)

手話言語条例評価部会

<調査審議する事項> 手話言語条例に基づく施策への 助言や評価等に関する事務

> ・大阪府障害者施策推進協議会 手話言語条例評価部会運営要領第5条 を根拠に設置(下位組織へ権能委任)

専門分科会

答 申 (助言等)

附属機関の役割として

上位機関が「委任を受けた事項 | の

範囲内において、

大阪府

日本財団に申請した内容のうち、条例で規定している施策内容及びその関連事項

